レカルシフェロール及びプレ-25-ヒドロキシコレカルシフェロールの確認は、標準液及び分離溶液の保持時間が一致すること又は標準液及び分離溶液を添加してピークの幅が広がらないことにより行う。

25-ヒドロキシコレカルシフェロール（$C_{27}H_{44}O_2 \cdot H_2O$）の含量（%）

$$= \frac{A_{T1} + A_{T2} \times 2.21}{A_S} \times \frac{W_S}{W_T} \times 25$$

W_T：本品の採取量（mg）

W_S：25-ヒドロキシコレカルシフェロール標準品の採取量（mg）

A_{T1}：試料溶液の25-ヒドロキシコレカルシフェロールのピーク面積

A_{T2}：試料溶液のプレ-25-ヒドロキシコレカルシフェロールのピーク面積

A_S：標準液の25-ヒドロキシコレカルシフェロールのピーク面積

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：260nm）

カラム：内径4.6mm，長さ150mmのステンレス管に粒径5μmの液体クロマトグラフ用シリカゲルを充填する。

カラム温度：室温

移動相：イソプロパノール・酢酸エチル・イソオクタン混液（1：10：89）

流量：毎分1.5mL

カラムの選定：分離溶液100μLにつき、上記の条件で操作するとき、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、プレ-25-ヒドロキシコレカルシフェロールの順に溶出し、その分離度が1.5以上のものを用いる。

(イ)　保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の五第五号、第八十七条の八第一項第二号及び第三号、第八十七条の九並びに第八十七条の十九の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　　防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二の見出し中「若年定年等隊員に係る」を削る。

第六十五条の三の見出し中「若年定年等隊員に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「若年定年等隊員」を「隊員」に改め、同条第一号中「若年定年等隊員（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）」を「隊員」に改め、同条第二号中「若年定年等隊員」を「隊員」に改める。

第六十五条の四第一項中「規定する若年定年等隊員」の下に「（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第四(一)イの表ネクタイの項の次に次のように加える。

女性ネクタイ	濃紺色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物のチョーカータイとし、形状は、図のとおりとする。

別表第四(一)イの表外とうの項中「紺色の毛織物」を「濃紺色の毛織物」に改め、「交織織物」の下に「に防水加工したもの」を加え、「アルスターカラーとする」を「開き襟及びステン襟兼用とする。裏側に頭きんを留めるスナップ、濃紺色のボタン又はファスナーをつける」に、「ダブルとし、紺色のボタン各三個を二行につける。腰部の左右に各一個の隠しポケットを斜めに」を「中央に濃紺色の隠しボタン四個を一行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットを」に改め、「すそをさく」の下に「。腰部に共切れのバンドを縫い付け、その左右に各二個の濃紺色のボタンをつける。共切れのバンドの両端に、内向きに先端剣型の共切れのバンドを縫い付け、左右各二個のボタンのうち、それぞれ一個を使用して留める」を加え、「胴回りにともぎれのバンド通し四個及びバンド一個をつけ、紺色のバックル」を「頭きんは、下部にスナップ、濃紺色のボタン又はファスナーをつける。側部に鼻おおい一個をつけ、濃紺色のボタン又はスナップ」に改め、同表女性外とうの項中

地質	紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	別表第三(一)イの女性第一種外とうと同じとする。ただし、ボタン及びバックルの色は紺色とする。

を

地質	濃紺色の綿織物、麻織くは交織織物に防水加
製式	
えり	開きん及びスナップ、ボ
肩	両肩の端にと
肩章	折返しとし、のボタン一個
前面	中央に隠しボ個のふたつき
後面	すそをさく。
そで	女性外とうととする。
その他	胴まわりは、つけ、濃紺色ツプ、ボタン個をつけ、濃
形状は、図のとおりとする。	

に改め、同表雨衣の項中「開き襟及びステン襟兼用とする。裏側に頭きんを留めるスナップ、ボタン又はファスナーをつける」を「外とうと同じとする。ただし、左前とする。」に改め、同表雨衣の項中「開き襟及びステン襟兼用とする。裏側に頭きんを留めるスナップ、ボタン又はファスナーをつける」に、「隠しボタン」を「ファスナー」に改め、同表女性雨衣の項中